衆議院参考人初体験！

代表理事　小島美里

5月20日、衆議院厚生労働委員会に「社会福祉法等改正」にかかわる参考人として出席しました。近年はいくつかの関連する法案をまとめて審議してしまうことが多く、重要な課題が十分に検討されず短時間で通ってしまうことが増えています。今回も「社会福祉法等改正」ということで 9 つの法律を束ねたのですが、私は介護保険法改正部分について意見を述べました。5 人の参考人が順番に 10 分ずつ意見を述べたあと、委員の方々から質問を受けるため、時間をかけて準備しました。

今回の介護保険改正はとても説明が難しい。実は今度の改正（改悪！）で、介護保険制度の基本的な約束に穴が開くことになります。ひとつは人口減少地域における「特定地域サービス」。介護保険のサービスではなく自治体ごとの「事業」になります。これまでは介護保険証を持っていて要介護認定を受ければ全国どこでも同じサービスを受けられました。これが社会保険の原則であり利用する方の「権利」なのですが、「事業」になった特定地域は除外され、職員の配置なども現状より緩やかになる、すなわち少なくても良いことになり、職員の負担は増します。そんな形で介護サービスが続けられるのか疑問です。これからの日本は人口減少の一途、導入段階では過疎地が対象でもいずれ都市部にも拡大されかねません。

ふたつ目は、一部の有料老人ホームのケアプランが施設と同じだからと有料になること。こうした高齢者の住まいは「自宅」扱いで、今後も介護は在宅サービスを利用するのですから、理解不能です！サービス導入部のケアマネジメントは無料でという原則をここでも破ってしまいました。他にも盛りだくさんの「改悪」があり一生懸命説明させていただいたのですが、数日後にわずかな審議で賛成多数にて可決。衆議院で27項目、参議院15項目という異例の付帯決議が附され、ここで指摘した小島の主張と同じものも入っています。それなら修正してほしかった。四半世紀前に侃々諤々の議論の末「社会保険形式」を選びました。その原則を変えるなら正面から議論するのが筋です。気がついたときには全く違う形の制度になりかねません。最近の国会を見ていると、粗雑な審議で数にものを言わせて決めてしまうことがしばしばで、こういうやり方を黙って認めてはならないと強く思うこの頃です。



利用者の皆さんとスタッフによる朝顔と風鈴壁飾り

この件、詳しくは、えんホームページ**「介護保険よもやま話」**（介護保険よもやま話｜特定非営利活動法人 暮らしネット・えんで検索）をごらんください。また衆議院インターネット中継で公開されています。